

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成26年10月24日（平成26年（行個）諮問第106号）

答申日：平成28年7月4日（平成28年度（行個）答申第55号）

事件名：本人の夫に係る準軍属の人事カード等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、別紙2に掲げる文書に記録された保有個人情報につき、改めて開示決定等をすべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成26年5月28日付け厚生労働省発社援0528第7号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消し、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

一連の年金問題から多大な損失が発生している事が判明した為、私共の手元には証拠になるものが多数あります。

今回防衛研究所より、少年兵、整備兵に関する資料を入手し、一部に認識の誤りが有った事が判明した為訂正して関係書類の提出をお願い致します。

ア 準軍属（少年整備兵）の人事カード、徴募名簿（申し立て）

- ・ 昭和12年頃から始まる特年兵（当時14年生）としての兵籍簿（呉鎮守府）（少年整備兵とは考えるが断定は出来ません）

イ 軍属（志願整備兵）の人事カード、実務票、徴募名簿（申し立て）

- ・ 志願兵、徴募名簿の記述は取り下げ、人事カード、実務票の提出をお願いします。

※ 軍属（旧令共済）の記録は、恩給局、国家公務員共済の職員の証言から、本当に軍属であったのならば記録は必ず有るという話を前提に作業を進めているものです。共済の事実認定は本人が申し立てをしない限り余程の事がない限り厚労省はこれを認めないという姿勢を長年とってきたという事を年金機構の職員を始め関連組織の職員の方がオフレコでの話ですが多数証言されています。私共の事情でも現在2ヶ月の認定がされていますが、どこの共済かも示されません（何度も回答を求めています。）。

去年申し立てをした際には「乙船員」関連の調査を機構に指示を出し回答書が寄せられています。この中で徴兵期間中は被保険者期間にならないという下りがありますが、当事者の記録はこの部分に記録が立っています。（昭和19年10月以降は戦時特例により被保険者となります。）一般の人がこの部分に記録が立つ可能性はゼロです。

しかし例外的に記録が立つ職種があります。それが「徴用工員」と呼ばれる軍属です。こういった回答書が提出され軍属であるという事が実証されいながら厚労省側から何のフォローもありません。

旧令共済の記録は電子化されておりますので資格画面を見れば私共に正当性はすぐに見てとれます。又、軍属船員時代の乗船記録を新たに入手致しました。万に一つの間違ひはありません。

ウ 徴兵時の勤務記録

この部分の記録はそのまま申し立てを継続致します。

※ 防衛研究所より整備兵（呉鎮守府）に関する詳しい資料を入手致しました。鹿屋航空隊は「第13連合航空隊」に指定されており、「射爆兵器整備」教育を担当していました。訓練後は「九州海軍航空隊」に赴任、整備兵として勤務すると記されています。資料には整備兵は複数の基地（九州、四国）に勤務するとされ移動に船舶が主に使用されています。私共が徴兵時の記録を調査していたのは伯父（父の実弟）から鹿屋でも舟に乗っていたという話から、事実であれば「年金の戦時加算」はゼロではないはずです。（昭和19年以降は日本近海はほぼ危険海域です。）戦時加算は実務部分により判断される為それを実証する為開示請求を致しました。呉市の資料室の職員の話では業務記録は厚労省側が接收したという話ですから、これを保有しないというのはおかしい話だと思っております。少年兵、志願兵に関する開示請求をした際

の回答書にも「保有しない」と回答されておりますが、「海軍省人事局第三課調整181」という資料があることが判明しており、保有しないというのはおかしい話です。（個人情報が含まれているかはわかりません。）

海軍省人事局の資料は本件と関係ありませんが、要求しているものが全くないということは有り得ないと思います。最後に兵籍簿の「帰郷先」に関連した事を記しておきます。研究所の方の話では除隊前に帰省する事はなく、後に鹿屋に戻り除隊通告を受けている事から原爆の復旧作業に従事していたものであろうとの事でした。広島では陸軍船舶司令部が主導して不足物資の輸送作業をしております。作業は舟によるものです。戦時加算の対象にはならないのでしょうか。整備兵は本業の他「何でも屋」的な側面があり上記のもの以外にも舟を使って作業をしていたのではと推測しています。

改めて関連資料の提出を御願い致します。

(2) 意見書

ア 船員履歴カード，年金記録

この二つの記録は軍属船員であった期間を証明する決定的なものです。（昭和16年5月～昭和19年4月）年金録は同時に東洋工業の記録が立っています。船に乗っていながらどうして東洋工業の記録があるのか。これは官の身分を持つ軍属の年金（厚生年金）を民間企業に肩替わりさせていた為にこの様な記録になっています。この事は機構職員，恩給局職員から聞き得たものですが、軍属であった事を証明する為には厚生年金の記録が不可欠との事です。現在船員票の記録から2ヶ月の旧令共済の事実認定（不同意返却）がされておりますがそれよりも長い事が伺えます。年金の誤りは複数のカテゴリーに及びます。

問題の解決には旧令共済の事実認定が不可欠なものとなっております。

※ 昭和17年5月以前は（旧令共済割増期間）と呼ばれています。

厚労省は年金問題が発生した以降もこの事実を公に公表しておりません。機構職員のオフレコ発言ではありますが本人が直接申し立てをしない限り余程の事がない限り認められないそうです。長年行われていた様ですが年金問題発生後も変わっていない様です。

イ 軍歴票

この書類を入手した後、広島県援護課に出向き記述されているものに対し見解を求めました。一年前に電話にて当時判っていた事についての相談を致しましたが、その時の見解を復唱した様な形になっ

ております。

(ア) 工員の記述

軍属を現すもの（前年と変わらず）

(イ) 兵役免除

一年間免除されている（前年と変わらず）昭和18年5月16日
～昭和19年4月30日

※ 兵役免除の件に関しては、前年以下の様な説明がありました。

兵役は公正に取り扱われる為厳しく管理され周辺の記録からどうして免除されたか判る様になっています。昭和18年に入ってから、大学生の兵役免除が（学徒動員）取り消され、軍務以外の免除はほぼ無くなっております。（学歴や勤務歴ですぐに判るそうです。）この事実は身分や職歴が同時に判明し当時の状況を証明する大きな証拠にもなると説明されております。厚労省にもこの件について回答を求めましたが何の返答もありません。

(ウ) 少年兵となった時期

家族欄に嘉昭（父の実弟で今も健在です。伯父の話から当時の状況を知り得たものです。）の名前が下に付け足されています。これは昭和12年に養子に出て永田の籍に伯父の名前がなかった為この様な形になっているものです。つまり昭和12年に海軍に提出された書類がある事が判ります。

後に縁組は解消され家に戻っておりますが論理的にこの様な間違いをする事は考えられません。少年兵であった期間（2年間）については兵役を決まっております。この期間がある事から旧令共済保歴者の特例一時金（恩給特例）がある事が判明致しました。（軍歴3年以上）

開示請求の際には少年整備兵（準軍属）と書き入れましたが、これは認識に誤りがあった事が判明した為兵種を特定せず（準軍人）と訂正致します。これらは大した問題ではなく重箱の隅をつつく様な話です。存在しない組織名を告げたにもかかわらず、旧令共済の記録が出て来ました。生年月日と氏名を入力すれば、すべての軍歴は出て来ます。

(エ) 帰郷先

これは軍歴票の最後に書かれている文言ですが、当事者は終戦前の8月8日早朝広島に帰っております。防衛研究所にこの事を相談致しますと除隊前に家に帰される事は絶対に無く、原爆の復旧作業に従事していた為ではないかと回答されました。何故この事を問題にしているかと申しますと、伯父からの話で当事者は徴兵後も舟に

乗っていた事を聞いたからです。昭和19年以降は日本近海はほぼ全域が戦時加算の対象になっており、ゼロではないと思ったからです。広島では「陸軍船舶司令部」が主導して不足物の輸送作業をしており、この作業に参加していたのではないかと推測しております。

この事で徴兵時の関連資料を開示請求致しました。

※ 8月8日は第一便が広島港の沖合にある（似島）に到着した日です。

東京都の援護課に軍歴票を持ち込み見解を聞かれたらどうでしょうか（特に軍属を現す工員・員の欠印）

ウ 陸軍軍属船員名票

この書類には問題が複数有ります。

(ア) この記録から2ヶ月の旧令共済履歴を認定されていますが、陸軍の軍属船員には官の身分を持つ船員は存在しません。すべて乙種船員（名ばかり軍属）です。和浦丸は陸軍御用船（A船）ですが、昭和17年より船員・船舶に関しては共用する事が決められています。海軍の船員が陸軍の船舶に乗船する事は珍しい事ではありません。厚労省が資格認定をしたという事は、当事者が海軍の軍属船員と認識していた事は明らかです。しかもどこの旧令共済か何度聞いて答えない有様です。所属先を話す事は申し立てを却下している現状では不都合な事が生じる為だと思っております。

(イ) 船員票の乗船期間に関しては、船員手帳が残っております。

一週間の乗船記録では全容を知る事は出来ませんが、手帳の記述でかなりの事が判ります。

・標準報酬等級

手帳には五級と書かれておりますが当時は20等級しかなく五級という数字は4分の1所にいる事が判り、調理手の最高等級は15等級位しか上がらない事を考えればそんなに低い数字ではありません。最低2～3年の経験が必要です。この数字はそれ以前の乗船年数を現していると言えます。

・雇止事由

乙船員が雇止め（徴用解除）される場合「軍務修了」と記述される事が定められております。この事から当事者が陸軍の軍属船員でない事が判ります。海軍の軍属船員は官の身分を持つ事から、船員法の適用を受けず乗船時は「乗船届」を提出して管理されます。にもかかわらず船員手帳を持っているのは、この時一時に軍属徴用を解除（配当船と言います）民の身分を持って民業に従事している事が判ります。雇止事由に徴用と書かれている理由は再び海軍軍属の身分に戻って作業に従事する事を現し同時に船員保

険の資格も停止してそれ迄の状態に戻されている事が判ります。
つまり当事者は海軍の軍属船員です。

※ 職務に臨時司厨員と書かれていますが短期間の乗船時はこ
ういう書き方をします。しかし臨時という文言は軍属を現す言
葉にも使われます（臨時工員、船員の場合は臨時船員です。）

4年前第三者委員会が調査した記録にはこの文言があります。

40年前に日本郵船が戦時史を刊行する際厚労省から沈没船
の名簿が提供されておりますがこの中には船員の肩書きに臨時
船員と記されている船員がいます。この事から「臨時船員」対
する回答を求めましたがやはり回答がありません（内規による
開示請求）。

（この船員票は「不実記載」という言葉が使われているもので
す。印も有りません。）

エ 旧令共済申し立ての流れ

この作業は平成23年5月の調査依頼から始まるものですが、この
年11月に県援護課の職員より問題の解決に戦時中の身分を確定さ
せる必要があるとの助言を受け、直接厚労省援護局に問合せをしま
した。

その時対応された女性職員の方より徴兵前は軍属であったとの回答
を得ました。にもかかわらず年が明けた1月に届いた回答票には
「記録なし」と書かれておりました。その後恩給局職員から「軍属
であった事が事実なら旧令共済の記録は無い事はない絶対有る」と
の発言や機構職員の証言から援護局と直接交渉の上一部ですが記録
を入手する事が出来ました。同時期に国家公務員共済の職員の方から
「旧令共済割増」と言う加算部分が記録から漏れている事が判り、
再度援護局職員の方と直接交渉の末、機構を通して申し立てをする
様言われた為、機構に連絡し作業を始めました。この事が後に事件
と言える様なものに発展して行く事になります。年金事務所では援
護局が申し立てを認める旨がない限り受け付けをしません。担当
者が援護局職員と連絡をとり認定が内定され国家公務員に連絡済み
有るとの話から申し立て作業を受け付けされたものです。結果は2
ヶ月の認定のみです。（加算とは関係のない部分です。）

以後は正当性を実証する為に周辺の記録を元に援護局に対して回答
を求めてきましたが確証となるものに対しては一切回答してこない
状況になっています。

元々旧令共済の事実認定は絶対されないという事を聞いていました
ので不思議な事ではありませんが、こういった事がまかり通っている
現状を是正していくのも内閣府の使命ではないでしょうか。ここ

に挙げた職員から聞き取りでもされたらと思います。

今年7月に日本郵船から履歴カードを入手した事により同月異議申立てをするのと同時に援護局職員より再申し立てをする様に言われましたので、再申し立てをしております。

オ 回答者に対する異議

今回の問題は厚労省が記録を隠しているという単純な問題です。

是非は内閣府の職員が援護局に出向いて直接データ画面を見ればすぐに判る事です。居直っている現状では私共はどうする事も出来ません。だからこそ入手した証拠を提出し論理的に主張していたものです。そんな中でも声を大にして言いたい部分があります。説明書の中の「実務票及び徴募名簿とはどの様なものか不明である」という部分です。実務票は船員名票というものが一部出て来ております。志願整備兵の徴募名簿は「海軍省人事局第三課調整181」という資料集があります。これは厚労省自身が作成したのですが、この中に昭和16年度徴募者3,990名の記述があります。私共はこの中に当事者の名前があるのではないかと思い確認したいと申し出たものです。にもかかわらず「保有していない」と回答がありました。大変露骨で居直っているとしか言い様の無い事です。

厚労省が志願兵の名簿を保有していない事は全く通用しない話です。いくらでも受けて立ちます。

私自身は輸送船の事は当初全く知りませんでした。それが今日迄に至るのは輸送船の事を調査されていた新聞記者からの助言があったからこそ多くの事を知る事が出来ました。その中には今回の開示請求と関連するものがあります。終戦日が近づくと各テレビ局は特番を組みます。これらはほとんどが援護局からの資料提供によるものですが、ほぼ完全なものと言っても過言はありません。厚労省は資料が少ないものは戦後自らが調査し不足するものは補っているのです。今回の件も「年金問題」が関係していなければすべて出来たと思います。厚労省で判らないものは一部の輸送船がどこで沈没したか判らない事くらいです。その他の事はほぼ判明しております、以上の事を理解していただき「法と正義」に基づく適切な対応をしていただきたいと存じます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成26年4月24日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、異議申立人はこれを不服として、平成26年7月25日付け（同月28日受付）で異議申立

てを提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件異議申立てに関し、法18条2項の規定により不開示とした原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

厚生労働省では、旧陸海軍が保有していた軍人軍属に係る人事関係資料を継承し、保管している。人事関係資料とは、主として軍人軍属の履歴や名簿等である。

旧海軍関係の人事関係資料は、基本的には厚生労働省が継承しているが、旧陸軍関係の人事関係資料のほとんどは、終戦（死没）当時の本籍地都道府県に継承されている。

旧陸海軍では、軍に所属した者の個人ごとの履歴や部隊ごとの名簿等さまざまなものが作成されていたと思われるが、それらのうちどの資料が終戦時に残されていたのか、また厚生労働省に引き継がれたのか明確でない。

なお、請求者が求める保有個人情報は次のとおりである。

ア 準軍属（少年整備兵）の人事カード及び徴募名簿

旧陸海軍内には軍人と軍属があり、軍属とは文官、雇員、傭人、工員等軍人以外の者の総称である。

異議申立人の言う文書は、準軍属である少年整備兵当時の履歴及び徴募時の名簿を指していると思われるが、準軍属である少年整備兵という身分は旧陸海軍の身分制度にはなく、その人事カード及び徴募名簿とはどのようなものか不明である。

なお、本件異議申立てにおいては、少年整備兵とは断定できないため、特年兵としての兵籍簿と変更している。

旧陸海軍には志願兵制度というものがあり、徴兵年齢（満20歳を昭和19年から満19歳に変更）前に軍に入隊することができた。特年兵とは、この志願兵制度により軍に入隊した者を指しているものと思われる。入隊できる年齢は何度か変更されているが、昭和16年以降海軍に採用された16歳未満の者を海軍特別少年兵（特年兵）と呼称していることから、海軍特別少年兵としての履歴を指しているものと思われる。

イ 軍属（志願整備兵）の人事カード、実務票及び徴募名簿

軍属としての志願整備兵当時の履歴、勤務記録及び徴募時の名簿を指していると思われるが、旧陸海軍の身分制度には整備志願兵という軍属の身分は見当たらず、その人事カード、実務票及び徴募名簿とはどのようなものか不明である。

なお、本件異議申立てにおいては、志願兵、徴募名簿の記述は取り下げるとしている。志願兵の記述を取り下げるとは、志願制整備兵としての軍属ではなく、単なる軍属に変更するということか、軍属（整備）に変更するということか不明であるが、いずれにしても軍属期間の履歴及び勤務記録のある文書となるものと思われる。

ウ 徴兵時の勤務履歴を示す記録

異議申立人の夫は昭和19年5月に海軍に入隊していることから、旧海軍が作成した履歴（履歴原表）が保管されているが、当該履歴原表には、入隊から除隊までの進級記事や部隊転属記事等が記載されているものの、具体的な勤務内容、移動（行動）状況については記載されていない。

請求者の言う勤務記録とは、詳細な勤務内容、行動等が記載された文書と思われる。

なお、旧陸海軍が作成した「海軍履歴原表」及び「陸軍軍属船員名票」（昭和18年5月29日から昭和18年6月4日まで）については、行政サービスとして、既に請求者に送付しており、当該文書については、本件開示請求書において、対象から除外することを異議申立人から確認している。

(2) 不開示情報該当性について

上記（1）で述べたとおり、当初開示請求された上記（1）ア及びイの文書については、当時そのような身分がなかったことから、異議申立人が言う文書が作成されていたとは考えられず、当然、厚生労働省が旧陸海軍から引き継いだ資料には含まれていなかったと考える。

なお、本件異議申立て時に変更した内容による文書（特年兵としての兵籍簿並びに軍属期間の履歴及び勤務記録）についても、原処分を行う際に身分を問わず、異議申立人の夫に係る記録の有無として調査しているが、変更後の文書についても確認できなかった。

上記（1）ウの文書についても、再度、厚生労働省に保管されている資料について調査を行ったが、旧海軍から引き継いだ資料には、個人の勤務記録や移動（行動）状況が記載されたものはほとんどなく、異議申立人の夫に係る文書については、保管されていなかった。

厚生労働省では、保管する旧陸海軍人事関係資料のほとんどを電子化し、氏名等による資料の検索が可能な状況になっている。そのため、前述したとおり異議申立人が述べている身分が誤りであることも考慮して調査を行ったが、電子データの検索では保有が確認できなかった。上記（1）ウについても同様の検索を行ったが保有が確認できなかった。

以上のとおり、異議申立人が求める情報は保有していないため、法

18条2項の規定に基づき不開示とすべきものである。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成26年10月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年11月25日 異議申立人から意見書を収受
- ④ 平成28年6月16日 審議
- ⑤ 同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

(1) 本件対象保有個人情報について、当審査会事務局職員をして諮問庁に詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は、本件開示請求においては、以下のことから、異議申立人の死亡した夫の保有個人情報は、遺族である異議申立人（妻）の保有個人情報でもあるとしている。

ア 遺族厚生年金の金額は、死亡した被保険者又は被保険者であった者の被保険者期間（旧船員保険法による船員保険の被保険者であった期間（戦時加算された期間を含む。）を含む。）を基礎として計算されることとなっている。（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）の附則47条1項、厚生年金保険法60条1項1号）

イ 遺族厚生年金の支給決定後において、死亡した被保険者又は被保険者であった者が、戦時加算の受給資格があることが明らかとなった場合、当該加算の期間に応じて遺族厚生年金の支給額が増額されることとなる。

この取扱いは、上記アのとおり、死亡した被保険者の被保険者期間（戦時加算として当該被保険者期間に加算された期間を含む。）を基礎として遺族厚生年金の額は計算されるという厚生年金保険法60条1項1号の規定に基づくものである。

したがって、異議申立人は、仮に、死亡した夫が戦時加算の受給資格を有することが明らかになった場合、戦時加算を加算した被保険者期間に基づき、受給権発生時に遡って年金額を計算し直した遺族厚生年金を受給することとなるため、異議申立人には、厚生年金保険法に基づき、戦時加算を増額した遺族厚生年金を請求する権利がある。

このため、厚生労働省が保有する旧陸海軍から引き継いだ人事関係資料のうち、死亡した夫に関する軍隊、軍属等の所属、経歴等の保有

個人情報とは、異議申立人の保有個人情報であると認められる。

(2) 上記諮問庁の説明を踏まえると、本件対象保有個人情報は、異議申立人の遺族厚生年金の請求権の行使に関わる情報であり、異議申立人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

処分庁は、本件対象保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

なお、処分庁は本件開示請求に先立って、厚生労働省に保管されている旧陸海軍から引き継いだ人事関係資料のうち、異議申立人の死亡した夫に係る「海軍履歴原表」及び「陸軍軍属船員名票」については、既に異議申立人に行政サービスとして送付しており、本件開示請求の対象から除外されている。

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、詳細な説明を求めさせたところ、以下のとおりであった。

ア 旧陸海軍が保有していた人事関係資料については、旧陸海軍の廃止後、人事関係資料を継承した組織の改編等を経て厚生労働省又は都道府県が保管するに至っている。

具体的には、当該人事関係資料を保管していた場所等の実態を踏まえ、厚生労働省は、陸軍軍属（高等文官等）及び海軍軍人・軍属の人事関係資料を保管し、都道府県は、陸軍軍人・軍属（高等文官等以外）の人事関係資料を保管している。

また、厚生労働省では、厚生労働省設置法4条104号に規定する「戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族及びこれらに類する者の援護に関すること。」に基づき、履歴証明事務等を行っている。

イ 厚生労働省が保管する旧陸海軍が保有していた人事関係資料については、電子化済みで検索が可能なものと電子化されていない紙媒体のものがある。

処分庁は、電子化済みで検索が可能なものについて、異議申立人が開示請求書及び異議申立書に記載した軍属の身分等の名称や文書の名称にかかわらず、異議申立人の死亡した夫の氏名で検索を行ったところ、前述の行政サービスとして既に送付した2件の文書のほかに、別紙2に掲げる文書の存在が確認できたが、当該文書に記録された保有個人情報の内容は、旧海軍の入隊年月日、官職等異議申立人へ既に送付した「海軍履歴原表」に記録された保有個人情報の一部と重複することから、開示を行わなかったものである。

また、処分庁は、海軍軍人・軍属の人事関係資料は全て電子化され

ており、電子化されていない紙媒体である約7万7千人分の陸軍軍属が登載されている「船工員名簿」について50音別の名簿に沿って調べたところ、異議申立人の死亡した夫に係る文書の存在は確認できなかった。

さらに、異議申立人が異議申立書及び意見書で存在を主張している志願整備兵の徴募名簿「海軍省人事局第三課調整181」という文書について探索を行ったが、その存在は確認できなかった。

- (2) 上記(1)イのとおり、諮問庁は、検索の結果存在が確認された別紙2に掲げる文書に記録された保有個人情報、異議申立人へ行政サービスとして既に送付した「海軍履歴原表」に記録された保有個人情報の一部と重複することから、本件対象保有個人情報には含まれないとして、開示を行わず、本件対象保有個人情報が不存在であるとして不開示決定を行っている。

しかしながら、別紙2に掲げる文書に記録された保有個人情報は、異議申立人の死亡した夫に係る旧海軍の入隊年月日、官職等であり、別紙1の③の徴兵時の勤務記録に該当し、本件対象保有個人情報に該当するものと認められることから、別紙2に掲げる文書に記録された保有個人情報を本件対象保有個人情報として改めて開示決定等をすべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において別紙2に掲げる文書に記録された保有個人情報を保有していると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙 1

異議申立人の死亡した夫に係る以下の文書

- ① 準軍属（少年整備兵）の人事カード，徴募名簿
- ② 軍属（志願整備兵）の人事カード，実務票，徴募名簿
- ③ 徴兵時の勤務記録

別紙 2

異議申立人の死亡した夫に係る以下の文書

- ① 海軍軍人本籍地名簿
- ② 呉航空隊（九州海軍航空隊）解員簿